

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務全体の概要 ・児童福祉法に基づき障害児通所給付費等の支給をする。</p> <p>2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)通所受給者証に関する事務 (3)通所給付決定の変更に関する事務 (4)通所給付決定の取消しに関する事務 (5)障害福祉サービスの提供に関する事務 (6)児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務 (7)措置に関する事務 (8)費用の徴収に関する事務 (9)資料の提供等の求めに関する事務 (10)申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児援護事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(14、15の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越谷市子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 越谷市子ども家庭部子ども福祉課
住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話: 048-963-9172

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		越谷市情報セキュリティポリシー及び越谷市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input checked="" type="radio"/> 外部監査]
-------	-------------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

判断の根拠		越谷市情報セキュリティポリシー及び越谷市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。
-------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	—	—	しきい値判断の見直しにより、新規に作成する。	事後	
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	越谷市子ども家庭部子育て支援課	越谷市子ども家庭部子ども福祉課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども福祉課長	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(10、11の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(10、11の項)	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 電話番号	電話:048-963-9166	電話:048-963-9172	事後	組織改正に伴う変更
令和8年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害児通所給付費の支給に関するファイル	障害児援助護事務ファイル	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 别表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(10、11の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第9条、第10条	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(14、15の項)	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(対策は)十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加
令和8年1月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高い	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (対策は)十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加